

(別紙)

## 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和7年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～第7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～126 省略)</p> <p>127 寄託先美術館の登録の取消等があった<u>特定美術品</u>に係る新たな寄託に関する承認申請書</p> <p>128 寄託先美術館の登録の取消等があった<u>特定美術品</u>に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）</p> <p>(129～166 省略)</p> <p><u>166-1 現物出資資産に関する明細書</u></p> <p><u>166-2 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）</u></p> <p><u>166-3 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙</u></p> <p><u>166-4 現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）</u></p> <p>(167～172 省略)</p> <p><u>172-1 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」の添付書類一覧</u></p> <p>(173～176 省略)</p> <p><u>176-1 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧</u></p> <p><u>176-2 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書</u></p> <p>(177～180 省略)</p> <p><u>180-1 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書</u></p> <p>(181～187 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和6年12月19日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～第7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～126 同左)</p> <p>127 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請書</p> <p>128 寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）</p> <p>(129～166 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(167～172 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(173～176 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(177～180 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(181～187 同左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="394 186 844 210">第9 措法第40条の規定による承認申請関係</p> <p data-bbox="147 255 315 279">(1～34-2 省略)</p> <p data-bbox="147 288 945 312">34-3 <u>公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書</u></p> <p data-bbox="147 322 293 346">(35～37 省略)</p> <p data-bbox="147 391 338 414">(第10～第11 省略)</p>	<p data-bbox="1391 186 1841 210">第9 措法第40条の規定による承認申請関係</p> <p data-bbox="1144 255 1312 279">(1～34-2 同左)</p> <p data-bbox="1144 288 1234 312"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="1144 322 1290 346">(35～37 同左)</p> <p data-bbox="1144 391 1335 414">(第10～第11 同左)</p>

## 2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
16-1 相続税の申告書（第11表の付表1）
16-2 相続税の申告書（第11表の付表2）
16-4 相続税の申告書（第11表の付表4）
25 相続税の申告書（第14表）

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書【特定非常災害用】
20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
83-39 「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧
127 寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書
129 特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書
138 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
141 事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）
151 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
153 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
154 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）
155 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
165 事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書
166-1 現物出資資産に関する明細書
166-2 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
166-3 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙
166-4 現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）
167 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

- 168 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）
- 169 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙
- 170 現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 171 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）
- 172 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
- 172-1 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧
- 173 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）
- 174 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙
- 175 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）
- 176 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
- 176-1 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧
- 176-2 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
- 177 特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業（現物出資に係る承継会社）に関する明細書
- 178 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- 180 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- 180-1 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書
- 182 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書
- 184 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書
- 186 災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書
- 187 準用租税特別措置法第70条の7第30項第4号・第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式

- 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第1表 共同提出の代表者以外の者用）
- 18 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第1表4 社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用）
- 26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書
- 31 租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書
- 32 租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書
- 33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書
- 34-2 租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書
- 34-3 公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書



## 改正後

## 書きかた等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。）及び家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第11表の付表2から付表4を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

## 《書きかた》

- 「細目」及び「利用区分」欄  
下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」により、取得した土地又は家屋等の細目及び利用区分を記入してください。
- 「国外」欄  
取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。
- 「特例」欄  
取得した土地又は家屋等について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番 号	特 例
1	租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
3	租税特別措置法第69条の6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）
5	租税特別措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
6	租税特別措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
- 「持分割合」欄  
取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、この欄への記入の必要はありません。）。
- 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

- 第15表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」の「第15表の該当欄」としております。

《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種 類	細 目	利 用 区 分	第15表の 該 当 欄
土 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①
	畑		②
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 <sup>(注1)</sup> （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	④
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引揚権であるときは、その旨）	⑤
家 屋 等	家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 <sup>(注2)</sup> などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑥	

- (注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の③欄のほかは、⑦欄へも転記してください。  
2 「配偶者居住権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の⑥欄のほかは、⑧欄へも転記してください。

## 改正前

## 書きかた等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。）及び家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第11表の付表2から付表4を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

## 《書きかた》

- 「細目」及び「利用区分」欄  
下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」により、取得した土地又は家屋等の細目及び利用区分を記入してください。
- 「国外」欄  
取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。
- 「特例」欄  
取得した土地又は家屋等について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下表以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。

番 号	特 例
1	租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
3	租税特別措置法第69条の6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）
- 「持分割合」欄  
取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、この欄への記入の必要はありません。）。
- 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

- 第15表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」の「第15表の該当欄」としております。

《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種 類	細 目	利 用 区 分	第15表の 該 当 欄
土 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①
	畑		②
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 <sup>(注1)</sup> （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	④
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引揚権であるときは、その旨）	⑤
家 屋 等	家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 <sup>(注2)</sup> などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑥	

- (注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の③欄のほかは、⑦欄へも転記してください。  
2 「配偶者居住権」の価額を第15表へ転記する際には、第15表の⑥欄のほかは、⑧欄へも転記してください。



## 改 正 後

## 書 き か た 等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 3 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

## 《書きかた》

- 「細目」及び「銘柄」欄  
下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」により、取得した有価証券の細目及び銘柄を記入してください。
- 「国外」欄  
取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。  
なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入の必要はありません。

- 「特例」欄  
取得した有価証券について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番 号	特 例
3	相続特別措置法第 69 条の 6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）
6	相続特別措置法第 70 条の 6 の 9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
7	相続特別措置法第 70 条の 7 の 3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
8	相続特別措置法第 70 条の 7 の 7（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

- 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。
- 第 15 表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。  
なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」の「第 15 表の該当欄」とおりです。

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種 類	細 目	銘 柄	第 15 表の 該 当 欄
有 価 証 券	特定同族会社 <sup>(注)</sup> の 株 式 、 出 資	その銘柄	㊶
	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの		㊷
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資		㊸
	公 債 、 社 債		㊹
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券		㊺

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第 31 条第 1 項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の 50% 超を占めている非上場会社をいいます。

## 改 正 前

## 書 き か た 等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 3 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

## 《書きかた》

- 「細目」及び「銘柄」欄  
下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」により、取得した有価証券の細目及び銘柄を記入してください。
- 「国外」欄  
取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。  
なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入の必要はありません。

- 「特例」欄  
取得した有価証券について相続特別措置法第 69 条の 6（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）の規定を適用する場合は、「3」を記入してください（その他の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください）。

- 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

- 第 15 表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。  
なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」の「第 15 表の該当欄」とおりです。

《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》

種 類	細 目	銘 柄	第 15 表の 該 当 欄
有 価 証 券	特定同族会社 <sup>(注)</sup> の 株 式 、 出 資	その銘柄	㊶
	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの		㊷
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資		㊸
	公 債 、 社 債		㊹
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券		㊺

(注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第 31 条第 1 項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の 50% 超を占めている非上場会社をいいます。



## 改正後

## 書きかた等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。）及び家屋等である場合には第11表の付表1を、有価証券である場合には第11表の付表2を、現金及び預貯金等である場合には第11表の付表3を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

## 《書きかた》

- 1 「細目」及び「財産の名称等」欄  
下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」により、その財産の細目及び財産の名称等を記入してください。

- 2 「特例」欄  
取得した財産について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番号	特例
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）
6	租税特別措置法第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

- 3 「国外」欄  
取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

- 4 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

- 5 第15表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」の「第15表の該当欄」とおとりです。

## 《取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領》

種類	細目	財産の名称等	第15表の該当欄
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具、その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業種についてはその事業の種目と商号など	㉑
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	㉒
	売掛金		㉓
	その他の事業（農業）用財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称	㉔
家庭用財産	用財産	その名称と銘柄	㉕
	生命保険金等		㉖
その他の財産（利益）	退職手当金等		㉗
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	㉘
	代償財産		
	金地金	その名称	
	生命保険（共済）契約に用いる権利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	損害保険（建物更生活済）に係る権利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	暗号資産	その名称	
	貸付金、預け金等	その債務者の名称	
	配当期待権	配当期待権の基となる株式等の銘柄	㉙
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 <sup>(注)</sup> の別	

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいいます。

## 改正前

## 書きかた等

## 《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。）及び家屋等である場合には第11表の付表1を、有価証券である場合には第11表の付表2を、現金及び預貯金等である場合には第11表の付表3を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

## 《書きかた》

- 1 「細目」及び「財産の名称等」欄  
下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」により、その財産の細目及び財産の名称等を記入してください。

- 2 「特例」欄  
取得した財産について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下記以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。

番号	特例
2	租税特別措置法第69条の5（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（相続税又は贈与税の計算）

- 3 「国外」欄  
取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

- 4 「財産を取得した人の番号」欄  
財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

- 5 第15表への転記  
「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」の「第15表の該当欄」とおとりです。

## 《取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領》

種類	細目	財産の名称等	第15表の該当欄
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具、その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業種についてはその事業の種目と商号など	㉑
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	㉒
	売掛金		㉓
	その他の事業（農業）用財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称	㉔
家庭用財産	用財産	その名称と銘柄	㉕
	生命保険金等		㉖
その他の財産（利益）	退職手当金等		㉗
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	㉘
	代償財産		
	金地金	その名称	
	生命保険（共済）契約に関する権利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	損害保険（建物更生活済）に係る権利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	暗号資産	その名称	
	貸付金、預け金等	その債務者の名称	
	配当期待権	配当期待権の基となる株式等の銘柄	㉙
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 <sup>(注)</sup> の別	

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいいます。



改 正 後

改 正 前

□□□□□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 \_\_\_\_\_ 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。

【特定非常災害用】  
(資 6-124-2-A 4 統一)

□□□□□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日を租税特別措置法施行令第 20 条の 2 第 \_\_\_\_\_ 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日として認定しましたので通知します。

【特定非常災害用】  
(資 6-124-2-A 4 統一)

## 改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書  
【特定非常災害用】

## 使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請【特定非常災害用】」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

なお、「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】の使用目的を参照のこと。

【特定非常災害用】

## 改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書  
【特定非常災害用】

## 使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【特定非常災害用】

改 正 後

改 正 前

□□□□□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 又 は  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
氏 名 又 は  
名 称 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

(処分の理由)

( ) 枚のうち ( ) 枚目

【特定非常災害用】  
(資 6-124-3-A 4 統一)

□□□□□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 又 は  
所 在 地 \_\_\_\_\_  
氏 名 又 は  
名 称 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下しますので通知します。

記

(処分の理由)

( ) 枚のうち ( ) 枚目

【特定非常災害用】  
(資 6-124-3-A 4 統一)

## 改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書  
【特定非常災害用】

## 使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請【特定非常災害用】」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

なお、「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項は、確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】の使用目的を参照のこと。

【特定非常災害用】

## 改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書  
【特定非常災害用】

## 使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【特定非常災害用】

## 改 正 後

「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな  
認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項に規定する申請者がその貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類の写し**
- 2 (2)を○で囲んだ人（5に該当する人を除きます。）  
地方公共団体又は農業協同組合がその貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第 2 条第 2 項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人（5に該当する人を除きます。）  
農業相続人がその貸付けにつき特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 4 (4)を○で囲んだ人（5に該当する人を除きます。）  
地方公共団体又は農業協同組合以外の者がその貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第 11 条において準用する特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 5 (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人  
次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
(1) (2)又は(4)を○で囲んだ人  
その貸付けに基づき借り受けた者が市民農園整備促進法第 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**  
(2) (3)を○で囲んだ人  
農業相続人が市民農園整備促進法第 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びにその貸付けにつき租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

(資 12-131-3-A 4 統一) (令 7.6)

## 改 正 前

「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな  
認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項に規定する申請者がその貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類の写し**
- 2 (2)を○で囲んだ人（(5)に該当する人を除きます。）  
地方公共団体又は農業協同組合がその貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第 2 条第 2 項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人（(5)に該当する人を除きます。）  
農業相続人がその貸付けにつき特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 4 (4)を○で囲んだ人（(5)に該当する人を除きます。）  
地方公共団体又は農業協同組合以外の者がその貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第 11 条において準用する特定農地貸付法第 3 条第 3 項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
- 5 (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人  
次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類  
(1) (2)又は(4)を○で囲んだ人  
その貸付けに基づき借り受けた者が市民農園整備促進法第 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**  
(2) (3)を○で囲んだ人  
農業相続人が市民農園整備促進法第 7 条第 1 項又は第 5 項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びにその貸付けにつき租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**

(資 1 2-1 3 1-3-A 4 統一)

## 改 正 後

寄託先美術館の登録の取消等があった  
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
申請者 (寄託相続人)		住所	
		氏名	
		(電話番号 - - )	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館については、登録の取消 令和 年 月 日に登録の抹消があり<sup>(註)</sup>、同日から1年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みです。ついては、同条第5項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第17項の規定により承認申請します。</p>			
<b>1 被相続人等に関する事項</b>			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和 年 月 日	
<b>2 特定美術品に関する事項</b>			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(註)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
<b>3 寄託先美術館に関する事項</b>			
① 名称			
② 所在地			
<b>4 新たな寄託先美術館に関する事項</b>			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和 年 月 日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿 検査 整理簿番号
	年 月 日		

(資 12⑤-3-11-A 4 統一) (令 7.6)

## 改 正 前

寄託先美術館の登録の取消等があった  
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
申請者 (寄託相続人)		住所	
		氏名	
		(電話番号 - - )	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館については、登録の取消 令和 年 月 日に登録の抹消があり<sup>(註)</sup>、同日から1年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みです。ついては、同条第5項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第17項の規定により承認申請します。</p>			
<b>1 被相続人等に関する事項</b>			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和 年 月 日	
<b>2 特定美術品に関する事項</b>			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(註)</sup>	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
<b>3 寄託先美術館に関する事項</b>			
① 名称			
② 所在地			
<b>4 新たな寄託先美術館に関する事項</b>			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和 年 月 日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿 検査 整理簿番号
	年 月 日		

(資 12⑤-3-11-A 4 統一) (令 3.3)

## 改 正 後

## 記 載 方 法 等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内<sup>\*1</sup>です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第20条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、同法第31条第2項の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内<sup>\*1</sup>です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、博物館法施行規則第24条の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

## 改正後

## 特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
提出者 住所		提出者 住所	
(寄託相続人)		(寄託相続人)	
氏名		氏名	
(電話番号 - -)		(電話番号 - -)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第4項第5項に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から1年以内である 令和 年 月 日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7第4項第7項の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和 年 月 日	
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和 年 月 日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
3 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
4 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和 年 月 日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	(確認)	電子整理簿
	年 月 日		検査 整理簿番号

(資12⑤-13-A4統一)(令7.6)

## 改正前

## 特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

税務署 受付印		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
提出者 住所		提出者 住所	
(寄託相続人)		(寄託相続人)	
氏名		氏名	
(電話番号 - -)		(電話番号 - -)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第4項第5項に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から1年以内である 令和 年 月 日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7第5項第8項の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和 年 月 日	
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和 年 月 日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
3 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 <sup>(注)</sup>	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
4 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和 年 月 日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	(確認)	電子整理簿
	年 月 日		検査 整理簿番号

(資12⑤-13-A4統一)(令3.3)

## 改 正 後

## 記 載 方 法 等

この明細書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日<sup>(注)</sup>から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この明細書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日<sup>(注)</sup>から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入 力 欄 認 定
贈与者、被相続人の氏名		印 留 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号	所在場所
----	------

2 この届出書を提出するの日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注1)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 円

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額 円

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注2)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	円 a	円 h
不動産	円 b	円 i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	円 c	円 j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	円 d	円 k
現金、預貯金等	円 e	円 l
	円 f	円 m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注4)</sup> (報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	円 g	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)		円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(③+④)) %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) %	

4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注5、6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 <sup>※</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑥-13-1-A 4 統一) (令7.6)

※欄には記載しないであらう。

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入 力 欄 認 定
贈与者、被相続人の氏名		印 留 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号	所在場所
----	------

2 この届出書を提出するの日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注1)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 円

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額 円

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注2)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	円 a	円 h
不動産	円 b	円 i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	円 c	円 j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	円 d	円 k
現金、預貯金等	円 e	円 l
	円 f	円 m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注4)</sup> (報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	円 g	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)		円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(③+④)) %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) %	

4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注5、6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 <sup>※</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑥-13-1-A 4 統一) (令7.6)

※欄には記載しないであらう。

## 改 正 後

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」を使用してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものと作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
<b>1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の第40条の7の10第26項 1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した贈与税・相続税 額の明細は、次のとおりです。					
<b>(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算</b>					
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	イ	ロ		
②	通知の有無	有・無	有・無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円		
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	円	円		
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 <sup>(注3)</sup>	円	円		
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③欄から⑥欄まで及び下記2の記載は不要です。					
<b>(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産</b>					
イ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
	合 計				
ロ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
	合 計				
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。					
<b>2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の第40条の7の10第26項 1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税 額の明細は、次のとおりです。					
	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税額・相続税額		
	・	円	円		円
	・	円	円		円
	・	円	円		円

(資12⑥-14-A 4 統一) (令7.6)

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
<b>1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の第40条の7の10第26項 1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 相続税 額の明細は、次のとおりです。					
<b>(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算</b>					
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	イ	ロ		
②	通知の有無	有・無	有・無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円		
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	円	円		
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 <sup>(注3)</sup>	円	円		
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③～⑥及び下記2の記載は不要です。					
<b>(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産</b>					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>
イ					
	合 計				
ロ					
	合 計				
※ ②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					
<b>2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の第40条の7の10第26項 1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税・相続税 額の明細は、次のとおりです。					
	番号	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税額・相続税額	
	イ	・	円	円	円
	ロ	・	円	円	円
	ハ	・	円	円	円

(資12⑥-14-A 4 統一) (令6.6)

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。  
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1」 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2」 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(3) 「2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日をいいます。

ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。  
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1」 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2」 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(3) 「2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日をいいます。

ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改正後

改正前

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名 \_\_\_\_\_ 人 力 推 定  
 贈与者、被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ 否 否

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号 \_\_\_\_\_ 所在場所 \_\_\_\_\_

**2 死亡等の日<sup>(注1)</sup>の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注2)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。))の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額**

前年	円	前々年	円	前々々年	円
----	---	-----	---	------	---

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 \_\_\_\_\_ 円

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額 \_\_\_\_\_ 円

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注3)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 _____ 円	_____ 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 _____ 円	_____ 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 _____ 円	_____ 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 _____ 円	_____ 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 _____ 円	_____ 円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(注4)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 _____ 円	_____ 円
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注5)</sup> (死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	_____ 円	_____ 円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	_____ 円	_____ 円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)	_____ 円	_____ 円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④)) _____ %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) _____ %	

**4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注6、7)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)**

有 <sup>*</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名 \_\_\_\_\_ 人 力 推 定  
 贈与者、被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ 否 否

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号 \_\_\_\_\_ 所在場所 \_\_\_\_\_

**2 死亡等の日<sup>(注1)</sup>の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注2)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。))の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額**

前年	円	前々年	円	前々々年	円
----	---	-----	---	------	---

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 \_\_\_\_\_ 円

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額 \_\_\_\_\_ 円

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注3)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 _____ 円	_____ 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 _____ 円	_____ 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 _____ 円	_____ 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 _____ 円	_____ 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 _____ 円	_____ 円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(注4)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 _____ 円	_____ 円
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注5)</sup> (死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	_____ 円	_____ 円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	_____ 円	_____ 円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)	_____ 円	_____ 円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④)) _____ %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) _____ %	

**4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注6、7)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)**

有 <sup>*</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第19項において準用する同令第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第19項において準用する同令第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】	受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
	贈与者、被相続人の氏名		※	※

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】	受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
	贈与者、被相続人の氏名		※	※

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(3) 事由の詳細

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合  
運用収入 \_\_\_\_\_%

(1) 減少後の保有割合  
運用収入 \_\_\_\_\_%

(2) 1の割合を減少させた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(2) 1の割合を減少させた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注 6)</sup>（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注 6)</sup>（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書 (免除届出用) 相続税

受贈者、相続人等の氏名				※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名							
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 <sup>(注1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注2)</sup> の翌日 第40条の7の10第27項 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算							
					イ		ロ
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日				・		・
②	通知の有無				有・無		有・無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額					円	円
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>	A			円		円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>				円		円
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 <sup>(③×(④/⑤))</sup>				円		円
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③欄から⑤欄まで及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
イ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		円
						A	
合 計							
ロ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		円
						B	
合 計							
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。							

(資12⑥-27-3-A 4 統一) (令7.6)

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書 (免除届出用) 相続税

受贈者、相続人等の氏名				※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名							
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 <sup>(注1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注2)</sup> の翌日 第40条の7の10第27項 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算							
					イ		ロ
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日				・		・
②	通知の有無				有・無		有・無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額					円	円
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>	A			円		円
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>				円		円
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 <sup>(③×(④/⑤))</sup>				円		円
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		円
					A		
合 計							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注3)</sup>		円
					B		
合 計							
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

(資12⑥-27-3-A 4 統一) (令6.6)

※欄には記載しないでください

※欄には記載しないでください

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改正後

改正前

贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書  
事業用資産についての

贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書  
事業用資産についての

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名

(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産  
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 令和 年 月 日

3 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者住所

氏名

(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産  
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 令和 年 月 日

3 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日	(確認) 入力 確認 納税猶予整理番号
年 月 日	

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日	(確認) 入力 確認 納税猶予整理番号
年 月 日	

(資12⑥-29-A4統-) (令7.6)

(資12⑥-29-A4統-) (令5.6)

## 改 正 後

## 使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

なお、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をする場合は、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書」を使用します。

## 改 正 前

(裏)

## 使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

改正前

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第25項 の規定により 贈与税  
第40条の7の10第22項 相続税 の納税猶予の適用に係る特例（受贈）

事業用資産について次のとおり会社設立に伴う事業用資産の現物出資に関する承認申請をいたします。

贈与者・被相続人	住所	氏名
贈与・相続（遺贈） のあった年月日	令和 年 月 日	現物出資をした年月日 令和 年 月 日
現物出資直前の猶予中贈与税・相続税額		円

**1 現物出資により設立された承継会社に関する事項**

① 名称	
② 本店の所在地	
③ 会社の整理番号 (会社の所轄税務署名)	( )
④ 事業種目	
⑤ 資本金の額	
⑥ 資本準備金の額	
⑦ 発行済株式等の総数等	

**2 現物出資に関する定款の記載事項**

	① 現物出資をした資産の価額	② ①に割り当てられる株式等の数等
申請者が現物出資をした全ての資産	円	株・口・円
うち特例（受贈）事業用資産	円	株・口・円

**3 取得をした株式等に関する事項**

① 取得年月日	令和 年 月 日
② 取得した全ての株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例（受贈）事業用資産に係る数等（2②の数等）	A 株・口・円
④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時（相続時）の価額	B 円
⑤ 特例（受贈）事業用資産とみなされる③の株式等の取得時の価額（④の価額）	円

**4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳**

	④ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	⑤ ④に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額	⑥ ⑤に係る株式等の数等（A×⑥/B）
免除対象贈与に係るもの	円	円	株・口・円
上記以外	円	円	株・口・円
合計（Bの額及びAの数等）	B 円	A 円	株・口・円

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資 12⑥-41-A 4 統一) (令 7.6)

※欄には記載しないであらう。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第25項 の規定により 贈与税  
第40条の7の10第22項 相続税 の納税猶予の適用に係る特例（受贈）

事業用資産について次のとおり会社設立に伴う事業用資産の現物出資に関する承認申請をいたします。

贈与者・被相続人	住所	氏名
贈与・相続（遺贈） のあった年月日	令和 年 月 日	現物出資をした年月日 令和 年 月 日
現物出資直前の猶予中贈与税・相続税額		円

**1 現物出資により設立された承継会社に関する事項**

① 会社名	
② 本店の所在地	
③ 会社の整理番号 (会社の所轄税務署名)	( )
④ 事業種目	
⑤ 資本金の額	
⑥ 資本準備金の額	
⑦ 発行済株式等の総数等	

**2 現物出資に関する定款の記載事項**

	① 現物出資をした資産の価額	② ①に割り当てられる株式等の数等
申請者が現物出資をした全ての資産	円	株・口・円
うち特例（受贈）事業用資産	円	株・口・円

**3 取得をした株式等に関する事項**

① 取得年月日	令和 年 月 日
② 取得した全ての株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例（受贈）事業用資産に係る数等（2②の数等）	A 株・口・円
④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額	B 円
⑤ 特例（受贈）事業用資産とみなされる③の株式等の取得時の価額（④の価額）	円

**4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳**

	④ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	⑤ ④に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額	⑥ ⑤に係る株式等の数等（A×⑥/B）
免除対象贈与に係るもの	円	円	株・口・円
上記以外	円	円	株・口・円
合計（Bの額及びAの数等）	B 円	A 円	株・口・円

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資 12⑥-41-A 4 統一) (令 4.6)

※欄には記載しないであらう。

## 改正後

## 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける特例（受贈）事業用資産の全部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった場合において、その事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（その特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から5年を経過する日後の会社（以下「承継会社」といいます。）の設立に伴う現物出資による全ての特例（受贈）事業用資産の移転につき、同法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定による税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その移転があった日から1か月以内です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その移転した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その移転があった日から2か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第22項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第25項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消してください。

2 「1 現物出資により設立された承継会社に関する事項」は、設立時における承継会社に関する事項を記載してください。

3 「2 現物出資に関する定款の記載事項」は、承継会社の設立に当たり作成された定款の記載に基づき、特例事業受贈者・相続人等（申請者）が現物出資した資産に関する事項を記載します。

4 「3 取得をした株式等に関する事項」は、現物出資により取得をした承継会社の株式等に関する事項を記載してください。

なお「④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時（相続時）の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」の合計額を記載してください。

5 「4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳」は、現物出資をした資産のうちに特例受贈事業用資産がある場合に次により記載してください。

(1) 「④ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名」欄及び「⑧ ④に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「2 特例受贈事業用資産の内訳」の記載に基づき記載してください。

(2) 「⑧ ④に係る株式等の数等」欄の計算に当たり1未満の端数が生じた場合には、⑧欄の株式等の数等の合計が3の⑧欄の株式等の数等と一致するよう調整をしてください。

6 添付書類

(1) 承継会社の定款の写し

(2) 「現物出資資産に関する明細書」

(3) 「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」及び「(同)別紙」※1

(4) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する「必要経費不算入対価等の明細書」

(5) 「現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）」※2

(6) 現物出資をした事業用資産の区分に応じ、次の書類

事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限りです。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

(7) 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から現物出資の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3

(8) 特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が(7)の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

(9) その他参考となる書類

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から現物出資の日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

## 改正前

## 記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける特例（受贈）事業用資産の全部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった場合において、その事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（その特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から5年を経過する日後の会社（以下「承継会社」といいます。）の設立に伴う現物出資による全ての特例（受贈）事業用資産の移転につき、同法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定による税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その移転があった日から1か月以内です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その移転した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その移転があった日から2か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第22項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第25項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消してください。

2 「1 現物出資により設立された承継会社に関する事項」は、設立時における承継会社に関する事項を記載してください。

3 「2 現物出資に関する定款の記載事項」は、承継会社の設立に当たり作成された定款の記載に基づき、特例事業受贈者・相続人等（申請者）が現物出資した資産に関する事項を記載します。

4 「3 取得をした株式等に関する事項」の各欄は、現物出資により取得をした承継会社の株式等に関する事項を記載してください。

なお「④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」の合計額を記載してください。

5 「4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳」欄は、現物出資をした資産のうちに特例受贈事業用資産がある場合に次により記載してください。

(1) 「④ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名」欄及び「⑧ ④に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「2 特例受贈事業用資産の内訳」の記載に基づき記載してください。

(2) 「⑧ ④に係る株式等の数等」欄の計算に当たり1未満の端数が生じた場合には、⑧欄の株式等の数等の合計が3の⑧欄の株式等の数等と一致するよう調整をしてください。

6 添付書類

(1) 承継会社の定款の写し

(2) 承継会社の登記事項証明書

(3) 「現物出資資産に関する明細書」

(4) 「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」及び「(同)別紙」※1

(5) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する「必要経費不算入対価等の明細書」

(6) 「現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）」※2

(7) 現物出資をした事業用資産の区分に応じ、次の書類

事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限りです。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

(8) 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から現物出資の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3

(9) 特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が(7)の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

(10) その他参考となる書類

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から現物出資の日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。



## 改 正 後

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定により税務署長の承認を受けるときに、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」  
イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、現物出資の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

(新規)

改正後

改正前

現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）		受贈者、相続人（受遺者）の氏名 贈与者、被相続人の氏名	入力確認 印 捺
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第25項 第40条の7の10第22項の規定による現物出資による会社設立に関する承認申請書に係る特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。			
1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項			
屋号	所在場所		
2 特例（受贈）事業用資産の現物出資をした日（以下「現物出資日」といいます。）の属する年以前の各年（直前の特例（贈与・相続）報告基準日 <sup>(注1)</sup> の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額			
直前の特例（贈与・相続）報告基準日	当年	前年	前々年
令和 年 月 日	円	円	円
3 資産保有型事業等に関する事項			
① 現物出資日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額		円	
② 現物出資日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額		円	
③ 現物出資日における特定資産の帳簿価額及び現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入 <sup>(注2)</sup>		帳簿価額 (現物出資日)	運用収入 (現物出資日の前年)
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(注3)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注4)</sup> （現物出資日以前5年間に支払われたもの）		円	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)		円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)		円	
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))		%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)
⑧		%	%
4 現物出資日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該現物出資日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含む。）に規定する場合 <sup>(注5、6)</sup> に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）			
有 <sup>(注)</sup>		無	

※欄には記載しないでください

(新規)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を提出する必要があります。

## 改 正 後

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定により税務署長の承認を受ける場合に、当該特例（受贈）事業用資産に係る事業について記載し、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、現物出資日において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であつて、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。  
なお、必要経費不算入対価等については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】	受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力	確 認
	贈与者、被相続人の氏名		※	※

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（令和\_\_\_\_年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例（受贈）事業用資産の現物出資をした日（以下「現物出資日」といいます。）後に到来する場合には、その現物出資日以前にその割合を減少させたときを除き、2の事項の記載は不要です。

(新規)

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定により税務署長の承認を受ける場合において、現物出資日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注6)</sup>の翌日から当該現物出資日までの間に租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」とともに「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日を含みます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した  
又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書(現物出資承認申請用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
<b>1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第12項 第23条の8の9第9項 の規定による「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に係る現物出資をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその現物出資をした日までの間に、納税の猶予に係る贈与税・相続税 額の明細は、次のとおりです。					
<b>(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の計算</b>					
		イ	ロ		
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・	・ ・		
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円		
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	A 円	B 円		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	円	円		
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税・相続税額(③×④/⑤)	円	円		
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③欄から⑤欄まで及び下記②の記載は不要です。					
<b>(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産</b>					
イ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
	合 計				
ロ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
	合 計				
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。					
<b>2 再計算免除贈与税・相続税額の明細</b>					
租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第12項 第23条の8の9第9項 の規定による「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に係る現物出資をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(注1)</sup> の翌日からその現物出資をした日までの間に、免除された再計算免除贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税・相続税額		
	・ ・	円	円		円
	・ ・	円	円		円
	・ ・	円	円		円

(資12⑥-41-4-A 4 統一) (各7.6)

(新規)

※欄には記載しないでください。

## 改正後

## 改正前

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定により税務署長の承認を受ける場合において、現物出資をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該現物出資をした日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税・相続税額があるときに「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとで作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「① 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の計算」は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「② 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(3) 「② 再計算免除贈与税・相続税額の明細」は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日をいいます。

ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年度の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての贈与税の納税猶予の継続届出書  
相続税

現物出資に係る事業用資産についての贈与税の納税猶予の継続届出書  
相続税

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所 氏名 (電話番号 - - )

第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けるため、  
次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所 氏名 (電話番号 - - )

第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けるため、  
次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

事業用資産の贈与を受けた年月日	令和 年 月 日
事業用資産の現物出資をした年月日	令和 年 月 日
贈与者 住所 氏名	
被相続人 住所 氏名	

事業用資産の贈与を受けた年月日	平成 年 月 日
事業用資産の現物出資をした年月日	令和 年 月 日
贈与者 住所 氏名	
被相続人 住所 氏名	

この届出書は、承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和 年 月 日

2 1の報告基準日における贈与中 贈与税 相続税 額 円

3 1の報告基準日において有する特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の数又は金額 株(口・円)

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の③をご覧ください。

	前の贈与者に関する事項			左に係る株式等の数又は金額
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの	・	・	・	株(口・円)
	・	・	・	株(口・円)
	・	・	・	株(口・円)
	上記以外			株(口・円)

4 承継会社の名称

5 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

この届出書は、承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和 年 月 日

2 1の報告基準日における贈与中 贈与税 相続税 額 円

3 1の報告基準日において有する特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の数又は金額 株(口・円)

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の③をご覧ください。

	前の贈与者に関する事項			左に係る株式等の数等
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
	上記以外			

4 承継会社の名称

5 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書(継続届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

(1) 「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」

(2) 承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- 定款の写し
- 株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(承継会社が証明したものに限りません。)
- 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

【添付書類】

(1) 「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」

(2) 承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- 定款の写し
- 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限りません。)
- 株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(承継会社が証明したものに限りません。)
- 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12⑥-44-A4統一)(令7.6)

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12⑥-44-A4統一)(令7.6)

## 改 正 後

## 記載方法等

## 1 届出書を提出する者

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日<sup>※</sup>の翌日から3か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項・第70条の6の10第1項）を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります。  
 ※ 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

## 2 記載方法等

- (1) 表題や本文の「贈与税  
相続税」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- (2) 「贈与者  
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- (3) 3の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。  
 イ 報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。  
 ロ 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。  
 ※1 「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。  
 2 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。  
 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し  
 ② 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

## 改 正 前

(裏)

## 1 届出書を提出する者

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日<sup>※</sup>の翌日から3か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります。  
 ※ 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

## 2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税  
相続税」や本文の「贈与を受けた  
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 「贈与者  
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- (3) 3の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。  
 イ 報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。  
 ロ 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。  
 ※1 「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。  
 2 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。  
 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し  
 ② 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

改正後

改正前

**現物出資に係る承継会社に関する明細書**  
(継続届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 徴 収

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による継続届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前)  本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(1)</sup> ① 直前の事業年度 ② 2期前の事業年度 ③ 3期前の事業年度

特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

事実発生日

事 由

**資産保有型会社に関する事項**

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項  
※ 当該事項に該当する場合には、2欄から3欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。)

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額

② 直前の事業年度末における準備金の額

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入

	帳簿価額	運用収入
有価証券	a	j
不動産	b	k
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	c	l
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	d	m
現金、預貯金等	e	n
特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	f	o
会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	g	p
剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(1)(4)</sup>	h	q
上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h)	i	r
上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	s	t
特定資産の保有割合(⑦/⑤×100)	%	%
特定資産の運用収入割合(⑧/④×100)	%	%

3 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合<sup>(5)(6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有<sup>6</sup>  無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資120)-43-1-A-4 続-(1)(7-6)

この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税額等の継続届出書と一緒に提出してください。

**現物出資に係る承継会社に関する明細書**  
(継続届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 徴 収

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による継続届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前)  本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(1)</sup> ① 直前の事業年度 ② 2期前の事業年度 ③ 3期前の事業年度

特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

事実発生日

事 由

**資産保有型会社に関する事項**

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項  
※ 1欄の事項に該当する場合には、2欄の8から9欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。)

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額

② 直前の事業年度末における準備金の額

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入

	帳簿価額	運用収入
有価証券	a	j
不動産	b	k
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	c	l
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	d	m
現金、預貯金等	e	n
特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	f	o
会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	g	p
剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	h	q
上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h)	i	r
上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	s	t
特定資産の保有割合(⑦/⑤×100)	%	%
特定資産の運用収入割合(⑧/④×100)	%	%

3 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合<sup>(5)(6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有<sup>6</sup>  無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資120)-43-1-A-4 続-(1)(7-6)

この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税額等の継続届出書と一緒に提出してください。

## 改 正 後

## 記載方法等

- 1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受ける場合に同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。
- 2 記載方法
- (1) 「この届出書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。
- (2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。
- (3) 2の「⑤ 直前の事業年度（未）における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。
- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。
- 4 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- 5 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- 6 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

- 1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「この届出書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。
- (2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「④ 直前の事業年度における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。
- (3) 2の「⑤ 直前の事業年度（未）における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。
- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別の関係がある者をいいます。
- 4 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- 5 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- 6 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙  
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 (1)イの場合はその事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1)イロの場合は事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注6)</sup>(以下「報告基準日」といいます。)後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限(当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日)

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能なきときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予の期限が確定します。

(資12⑥-45-2-A4統一)(令7.6)

※欄は記入しないでください。

現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙  
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 (1)ロの場合はその事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1)イロの場合は事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注6)</sup>(以下「報告基準日」といいます。)後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限(当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日)

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能なきときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予の期限が確定します。

(資12⑥-45-2-A4統一)

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書又は第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書別紙は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>を基準割合未満に減少させましたので、特定資産の運用収入割合<sup>(注2)</sup>

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。  
第23条の8の9第15項

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>を基準割合未満に減少させましたので、特定資産の運用収入割合<sup>(注2)</sup>

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。  
第23条の8の9第15項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 現物出資に係る承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 該当規定<sup>(注3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の 保 有 割合 \_\_\_\_\_ %  
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1 現物出資に係る承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 該当規定<sup>(注3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の 保 有 割合 \_\_\_\_\_ %  
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電 話 番 号	
	通信日付印の年月日 (確 認)	入 力	確 認
※	年 月 日		納税額子整理番号

関与税理士		電 話 番 号	
	通信日付印の年月日 (確 認)	入 力	確 認
※	年 月 日		納税額子整理番号

## 改 正 後

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

2 本文の「特定資産の保有割合  
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B = 当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C = 過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(裏)

1 この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合  
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B = 当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額

C = 過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	人 力 推 認
贈与者、被相続人の氏名	※ ※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

期限の到来した事由 (該当する事由にシ点を付してください。)	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	.	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	円	円

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定に該当することにより免除された猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

該当する免除規定 (該当する規定にシ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円

3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
.	円	円
.	円	円
.	円	円

(資12⑩-47-A 4統一) (令7.6)

※欄には記載しないでください。

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	人 力 推 認
贈与者、被相続人の氏名	※ ※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

期限の到来した事由 (該当する事由にシ点を付してください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	円	円

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定に該当することにより免除された猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定 (該当する規定にシ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中贈与税・相続税額
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円
	<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号	円

3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(1)</sup>の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	.	円	円
	.	円	円
	.	円	円

(資12⑩-47-A 4統一)

※欄には記載しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

## 2 記載方法等

- (1) 「1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄
- イ 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
- (ニ) 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
- (ホ) 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- ロ 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- (ニ) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- (ホ) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

② 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定による免除を受けた場合に記載します。

③ 「3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項の規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第22項の規定による免除を受けた場合に記載します。

(注) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

## 改 正 前

## (裏)

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

## 2 記載方法等

- (1) 「1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄
- イ 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
- (ニ) 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
- (ホ) 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- ロ 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- (ニ) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- (ホ) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

② 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定による免除を受けた場合に記載します。

③ 「3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項の規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第22項の規定による免除を受けた場合に記載します。

(注) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

現物出資に係る事業用資産についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

贈与者 受贈者 (氏名: )

相続人等 (住所: ) が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項 号 の規定により、次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

第70条の6の10第15項第1号

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所 氏名 贈与者受贈者との続柄 電話

1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日 令和 年 月 日

2 承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）に係る特例（受贈）事業用資産の現物出資をした年月日 令和 年 月 日

3 死亡日の直前における猶予中贈与税相続税額 円

4 死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額 株・口・円

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の4をご覧ください。

贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所	左記の者に係る株式等の数又は金額（株・口・円）		
			③死亡日の直前	④免除を受ける株式等	⑤死亡日の後（④-③）
免除対象贈与に係るもの	・				
	・				
	・				
上記以外					

5 免除を受ける贈与税相続税額 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記3の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) ×  $\frac{\text{免除を受ける承継会社株式等の数又は金額}^{(1)}}{\text{上記4の「死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額」}}$  = 免除を受ける贈与税額<sup>(2)</sup> (円)

この欄の金額を上記5の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【承継会社株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に記載した数又は金額を転記してください。  
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

6 贈与者 住所 氏名 被相続人

7 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

贈与者 受贈者 (氏名: )

相続人等 (住所: ) が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項 号 の規定により、次の贈与税相続税を免除されたいので届け出ます。

第70条の6の10第15項第1号

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

住所 氏名 贈与者受贈者との続柄 電話

1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日 令和 年 月 日

2 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の現物出資をした年月日 令和 年 月 日

3 死亡日の直前における猶予中贈与税相続税額 円

4 死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額 株・口・円

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の4をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	左記の者に係る株式等の数又は金額（株・口・円）		
			③死亡日の直前	④免除を受ける株式等	⑤死亡日の後（④-③）
免除対象贈与に係るもの	・				
	・				
	・				
上記以外					

5 免除を受ける贈与税相続税額 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記3の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) ×  $\frac{\text{免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項}^{(1)}}{\text{上記4の「死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額」}}$  = 免除を受ける贈与税額<sup>(2)</sup> (円)

この欄の金額を上記5の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【承継会社株式等の内訳等】の「④免除を受ける株式等」欄に記載した数又は金額を転記してください。  
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

6 贈与者 住所 氏名 被相続人

7 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者又は特例事業相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産について納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(資12⑩-50-A4統一) (令7.6)

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(資12⑩-50-A4統一) (令4.6)

## 改 正 後

## 記載方法等

## 1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(註)</sup>、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合に使用し、この場合以外には「事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

(注) 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税  
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時に以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「令和\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_\_\_）（住所：\_\_\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 4の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が死亡日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

イ 死亡日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

ロ 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

ハ 「⑧免除を受ける株式等」欄は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④死亡日の直前」欄に記載した数又は金額を転記してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改 正 前

(裏)

## 1 届出書を提出する人

贈与者、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合に使用し、この場合以外には「事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

(注) 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税  
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時に以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「令和\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_\_\_）（住所：\_\_\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 4の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が死亡日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

イ 死亡日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

ハ 「⑧免除を受ける株式等」欄は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④死亡日の直前」欄に記載した数又は金額を転記してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改 正 後

## 改 正 前

## 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」及び「(同)別紙」 <sup>(注1)</sup>
2	「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」 <sup>(注2)</sup>
3	死亡日における承継会社に係る次の書類
①	定款の写し
②	株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限り。）
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し <sup>(注3)</sup>
④	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

- (注) 1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。  
 2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には添付は不要です。  
 3 上記3③の書類は、贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限り添付してください。  
 4 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

A	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
B	合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

(新規)

改正後

改正前

**現物出資に係る承継会社に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

死亡等の日<sup>(第11)</sup>の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ① 直前の事業年度 円 ② 2期前の事業年度 円 ③ 3期前の事業年度 円

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(第12)</sup>の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 事実発生日 事由

**資産保有型会社等に関する事項**

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項  
 ※ 当該事項に該当する場合には、2③欄から③欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。) □

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(注)における特定資産の帳簿価額及び運用収入

	帳簿価額	運用収入
有価証券	円	円
不動産	円	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	円	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	円	円
現金、預貯金等	円	円

⑥ 剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第13)</sup> 円

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) 円

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) 円

⑨ 特定資産の保有割合 (⑦)/(③+⑥) % ⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧)/(④) %

3 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する事項<sup>(第14)</sup>に該当することとなった事実の有無 (いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。(資12⑩-31-1-A 4 続-1)

左欄には記載しないこと。この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税額等の免除届出書と一緒に提出してください。

**現物出資に係る承継会社に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

死亡等の日<sup>(第11)</sup>の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ① 直前の事業年度 円 ② 2期前の事業年度 円 ③ 3期前の事業年度 円

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(第12)</sup>の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 事実発生日 事由

**資産保有型会社等に関する事項**

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項  
 ※ 当該事項に該当する場合には、2欄から③欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。) □

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(注)における特定資産の帳簿価額及び運用収入

	帳簿価額	運用収入
有価証券	円	円
不動産	円	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	円	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	円	円
現金、預貯金等	円	円

⑥ 剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第13)</sup> 円

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) 円

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) 円

⑨ 特定資産の保有割合 (⑦)/(③+⑥) % ⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧)/(④) %

3 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する事項<sup>(第14)</sup>に該当することとなった事実の有無 (いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。(資12⑩-31-1-A 4 続-1)

左欄には記載しないこと。この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税額等の免除届出書と一緒に提出してください。

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

## 2 記載方法

(1) 「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

(2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。

(3) 2の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注)1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

3 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者をいいます。

5 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人が、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

(2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「④ 直前の事業年度における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。

(3) 2の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注)1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

3 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別関係者をいいます。

5 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時間及び同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社に関する明細書  
 (免除届出用) 別紙  
 【一定の事由により特定資産の保有割合又は  
 運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 (1)イの場合はその事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合  
 運用収入 割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1)イの場合は事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

(資12⑥-51-2-A4統一) (令7.6)

現物出資に係る承継会社に関する明細書  
 (免除届出用) 別紙  
 【一定の事由により特定資産の保有割合又は  
 運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 (1)ロの場合はその事業年度) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合  
 運用収入 割合 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1)イの場合は事業年度) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

(資12⑥-51-2-A4統一)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注1)</sup>の翌日から当該死亡等の日まで間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号に規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書別紙は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日<sup>(注1)</sup>（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日まで間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号に規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る 期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書 (免除届出用)		受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 ※	力 ※	確 ※	認 ※
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項の規定による死亡等の日 <sup>(注1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告 第40条の7の10第27項 基準日 <sup>(注2)</sup> の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税 額は、次のとおりです。		贈与者、被相続人 の氏名					
期限の到来した事由 (該当する事由にシ点を付けてください。)	事由が生じた 年月日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額				
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円				
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円				
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円				
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円				
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円				

(資12⑥-52-A 4 統一) (令7.6)

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る 期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書 (免除届出用)		受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入 ※	力 ※	確 ※	認 ※
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項の規定による死亡等の日 <sup>(注1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告 第40条の7の10第27項 基準日 <sup>(注2)</sup> の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税 額は、次のとおりです。		贈与者、被相続人 の氏名					
番号	期限の到来した事由 (該当する事由にシ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額			
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円			
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円			
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円			
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円			
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円			

(資12⑥-52-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。

## 改正後

## 記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法等

- (1) 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
  - ロ 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
  - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
  - ニ 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
  - ホ 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- (2) 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ロ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ニ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

## 改正前

## (記載方法等)

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法等

- (1) 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
  - ロ 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
  - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
  - ニ 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
  - ホ 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- (2) 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ロ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ニ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)

贈与税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)

税務署 受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、  
 同法 第70条の6の8第14項第3号 贈与税を免除されたいので届け出ます。  
 第70条の6の10第15項第2号 相続税

【届出者】  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_ (電話番号 - - )

承継会社の名称 \_\_\_\_\_

1 特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の贈与に関する事項

	贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名
イ	・	・	
ロ	・	・	
ハ	・	・	

2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株・口・円

【承継会社株式等の内訳】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の②ハをご覧ください。

	前の贈与者に関する事項			左記の者に係る株式等の数又は金額(株・口・円)	左記の株式等の贈与を受けた人ごとの数又は金額(株・口・円)		
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所		1イの者	1ロの者	1ハの者
前の贈与に係るもの	・	・					
	・	・					
	・	・					
	上記以外						

3 贈与の直前における猶予中贈与税額 \_\_\_\_\_円

4 免除を受ける贈与税額 \_\_\_\_\_円

5 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた年月日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 相続(遺贈)があった

6 贈与者 氏名 \_\_\_\_\_  
 被相続人 住所 \_\_\_\_\_

7 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-53-A 4統一) (令7.6)

税務署 受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、  
 同法 第70条の6の8第14項第3号 贈与税を免除されたいので届け出ます。  
 第70条の6の10第15項第2号 相続税

【届出者】  
 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_ (電話番号 - - )

承継会社の商号 \_\_\_\_\_

1 特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の贈与に関する事項

	贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名
イ	・	・	
ロ	・	・	
ハ	・	・	

2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株・口・円

【承継会社株式等の内訳】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の②ハをご覧ください。

	免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項			左記の者に係る株式等の数又は金額(株・口・円)	左記の株式等の贈与を受けた人ごとの数又は金額(株・口・円)		
	贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所		1イの者	1ロの者	1ハの者
免除対象贈与に係るもの	・	・					
	・	・					
	・	・					
	上記以外						

3 贈与の直前における猶予中贈与税額 \_\_\_\_\_円

4 免除を受ける贈与税額 \_\_\_\_\_円

5 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた年月日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 相続(遺贈)があった

6 贈与者 氏名 \_\_\_\_\_  
 被相続人 住所 \_\_\_\_\_

7 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-53-A 4統一) (令4.6)

## 改 正 後

## 記載方法等

## 1 届出書を提出する人

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税  
相続税」や5の「贈与を受けた  
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

(2) 「2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用により取得をしたものである場合には、その承継会社株式等のうち先に同条第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

(イ) 免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係るものは「前の贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

(ロ) 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

(3) 「5 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた  
相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「6 贈与者  
被相続人 の住所\_\_\_\_氏名\_\_\_\_」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改 正 前

## (其)

## 1 届出書を提出する人

会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特定申告期限（同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税  
相続税」や本文の「贈与を受けた  
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が免除対象贈与により取得をしたものである場合には、その非上場株式等のうち先に租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

(イ) 免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

(ロ) 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

(3) 「5 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた  
相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「6 贈与者  
被相続人 の住所\_\_\_\_氏名\_\_\_\_」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 この届出書の添付書類は、「『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改正後

## 改正前

## 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

添 付 書 類	
1	「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」及び「(同)別紙」 <sup>(注1)</sup>
2	「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）」 <sup>(注2)</sup>
3	贈与をした日における承継会社に係る次の書類
①	定款の写し
②	株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限り。）
③	贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には添付は不要です。

3 贈与をした日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

A	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
B	合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

(新規)

改 正 後

改 正 前

(新規)

贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所

氏名

(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 の規定に基づく事業用資産

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨

届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 令和 年 月 日

3 承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士

電話番号

年	月	日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号

(資2②-53-1-A4統一)(第.6)

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 改 正 前

## 使用目的

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

なお、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者（当該承認を受けた者を除きます。）が、税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をする場合は、「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書」を使用します。

(新規)

改 正 後

改 正 前

特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業  
現物出資に係る承継会社 に関する明細書

特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業  
現物出資に係る承継会社 に関する明細書

特例事業受贈者の氏名		入力	確認
被相続人（贈与者）の氏名		※	※
1 特例受贈事業用資産の贈与を受けた年月日	年 月 日		
2 直前基準日 <sup>(注1)</sup>	年 月 日		
3 特例受贈事業用資産に係る事業に関する明細 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者は4欄を記載し、この欄の記載は不要です。			
屋号		所在場所	
直前基準日の属する年の前年以前の各年（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 <sup>(注2)</sup> の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額			
前年	前々年	前々々年	
円	円	円	円
4 現物出資に係る承継会社に関する明細 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者はこの欄を記載し、3欄の記載は不要です。			
特例受贈事業用資産の現物出資をした日		年 月 日	
承継会社 の名称 (変更前)	本店の 所在地 (変更前)		
直前基準日までに終了する各事業年度（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度を除きます。）における総収入金額			
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円	円	円	円
直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその直前基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日			
事実 発生日	年 月 日	事由	
直前基準日における資本金の額又は出資金の総額		円	
直前基準日における準備金の額		円	

(資12⑥-54-A4統一) (令7.6)

この明細書は相続税の申告書と一緒に提出してください。 ※欄は記入しないでください。

特例事業受贈者の氏名		入力	確認
被相続人（贈与者）の氏名			
1 特例受贈事業用資産の贈与を受けた年月日	年 月 日		
2 直前基準日 <sup>(注1)</sup>	年 月 日		
3 特例受贈事業用資産に係る事業に関する明細 <sup>※1</sup>			
屋号		所在場所	
直前基準日の属する年の前年以前の各年（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 <sup>(注2)</sup> の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額			
前年	前々年	前々々年	
円	円	円	円
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者は4欄を記載し、この欄の記載は不要です。			
4 現物出資に係る承継会社に関する明細 <sup>※2</sup>			
特例受贈事業用資産の現物出資をした日		年 月 日	
承継会社 の名称 (変更前)	本店の 所在地 (変更前)		
直前基準日までに終了する各事業年度（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度を除きます。）における総収入金額			
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円	円	円	円
直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその直前基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日			
事実 発生日	年 月 日	事由	
直前基準日における資本金の額又は出資金の総額		円	
直前基準日における準備金の額		円	
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者はこの欄を記載し、3欄の記載は不要です。			

(資12⑥-54-A4統一)

この明細書は相続税の申告書と一緒に提出してください。 ※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者に係る贈与者<sup>(注3)</sup>が死亡したことにより同法第70条の6の9の規定に基づき特例事業受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（同法第70条の6の10）の規定の適用を受ける場合において、直前基準日の翌日から3か月を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来するときに作成し、相続税の申告書と一緒に提出してください。

(注1) 「直前基準日」とは、相続税の申告書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日をいいます。

(注2) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例受贈事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

(注3) 贈与者には、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（免除対象贈与）である場合における、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）を含みます。

## 改 正 前

## 《記載方法等》

この明細書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者に係る贈与者<sup>(注3)</sup>が死亡したことにより同法第70条の6の9の規定に基づき特例事業受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（同法第70条の6の10）の規定の適用を受ける場合において、直前基準日から3か月を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来するときに作成し、相続税の申告書と一緒に提出してください。

(注1) 「直前基準日」とは、贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日であって、その特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から3か月を経過する日がその贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前にあるものをいいます。

(注2) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例受贈事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

(注3) 贈与者には、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（免除対象贈与）である場合における、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）を含みます。

改正後

改正前

贈与税の相続税の破産等免除申請書

贈与税の相続税の破産等免除申請書

税務署 受付印 税務署長 令和 年 月 日 住所 氏名 (電話番号) 租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定 により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印 税務署長 令和 年 月 日 住所 氏名 (電話番号) 租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定 により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人 住所 氏名

贈与者 被相続人 住所 氏名

1 この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日

1 この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日

- 承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にシ点を付けてください。
① 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当
・ 譲渡等があった日 令和 年 月 日 (譲渡先の氏名・名称 住所・所在地)
② 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当
・ 解散をした日 令和 年 月 日 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日 令和 年 月 日)
③ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当
・ 合併の効力が生じた日 令和 年 月 日 (吸収合併存続会社等 (注1) の名称 所在地)
④ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当
・ 株式交換等の効力が生じた日 令和 年 月 日 (株式交換完全親会社等 (注2) の名称 所在地)

- 承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にシ点を付けてください。
① 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当
・ 譲渡等があった日 令和 年 月 日 (譲渡先の氏名・名称 住所・所在地)
② 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当
・ 解散をした日 令和 年 月 日 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日 令和 年 月 日)
③ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当
・ 合併が効力を生じた日 令和 年 月 日 (吸収合併存続会社等 (注1) の名称 所在地)
④ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当
・ 株式交換等の効力が生じた日 令和 年 月 日 (株式交換完全親会社等 (注2) の名称 所在地)

2 1の事情の詳細

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

- ※ 上記1の②の事情に該当する場合には、次の②欄から④欄までは記載を要しません。
① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (注4) ① 円
② 承継会社株式等 (注3) の譲渡等の対価の額 (注4) ② 円
③ 承継会社株式等の時価に相当する金額 (注5) ③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額 (イ+ロの金額) (注6) ⑤ 円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ 円)
ロ 承継会社から支給された給与 (注7) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (④+⑤)) ⑥ 円
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

- ※ 上記1の②の事情に該当する場合には、次の②欄から④欄までは記載を要しません。
① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (注4) ① 円
② 承継会社株式等 (注3) の譲渡等の対価の額 (注4) ② 円
③ 承継会社株式等の時価に相当する金額 (注5) ③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額 (イ+ロの金額) (注6) ⑤ 円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ 円)
ロ 承継会社から支給された給与 (注7) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (④+⑤)) ⑥ 円
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

## 添付書類等

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の事由の生じた日から2か月以内の特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当」する場合は、次の場合をいいます。
- (1) 特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合
- (注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第45項に定める者をいいます。
- (2) 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合
- (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【1】に該当する場合の添付書類】

- ① 譲渡等があったことを明らかにする書類
- ② 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）
- ③ その他参考となる書類
- 【2】に該当する場合の添付書類】
- ① 次に掲げる承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・ 「再生計画」…承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・ 「更生計画」…承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・ 「債務処理計画」…承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- ② 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）
- ③ その他参考となる書類

- 2 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当」する場合は、承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- ② その他参考となる書類

- 3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当」する場合は、承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 合併があったことを明らかにする書類
- ② その他参考となる書類

- 4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当」する場合は、承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等<sup>(第2)</sup>となった場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 株式交換等があったことを明らかにする書類
- ② その他参考となる書類

- (注) 1 「吸収合併継続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併継続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- 2 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- 3 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等をいいます。
- 4 承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併継続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- 5 「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 6 承継会社の株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、承継会社の解散前5年間に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- 7 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

## 改正前

(裏)  
《添付書類等》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の事由の生じた日から2か月以内の特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当」する場合は、次の場合をいいます。
- (1) 特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合
- (注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第45項に定める者をいいます。
- (2) 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合
- (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【1】に該当する場合の添付書類】

- ① 譲渡等があったことを明らかにする書類
- ② 譲渡等後の承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- ③ 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）
- ④ その他参考となる書類
- 【2】に該当する場合の添付書類】
- ① 次に掲げる承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・ 「再生計画」…承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・ 「更生計画」…承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・ 「債務処理計画」…承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- ② 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）
- ③ その他参考となる書類

- 2 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当」する場合は、承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- ② その他参考となる書類

- 3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当」する場合は、承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 合併があったことを明らかにする書類
- ② その他参考となる書類

- 4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当」する場合は、承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等<sup>(第2)</sup>となった場合をいいます。

## 【添付書類】

- ① 株式交換等があったことを明らかにする書類
- ② その他参考となる書類

- (注) 1 「吸収合併継続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併継続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注) 2 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注) 3 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等をいいます。
- (注) 4 承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併継続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注) 5 「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注) 6 承継会社の株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、承継会社の解散前5年間に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注) 7 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

贈与税の差額免除申請書の  
相続税の差額免除申請書  
現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の

贈与税の差額免除申請書の  
相続税の差額免除申請書  
現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号)

第40条の7の8第27項第2号 第40条の7の10第25項第2号 第70条の7の5第12項 第70条の7の6第13項

第70条の7の5第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号)

第40条の7の8第27項第2号 第40条の7の10第25項第2号 第70条の7の5第12項 第70条の7の6第13項

第70条の7の5第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別

1 この申請に係る事由の別

- 承継会社の名称 所在地
- ※該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 譲渡等（準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号）
    - ・ 譲渡等があった日 令和 年 月 日
    - （譲渡先の氏名・名称 住所・所在地）
  - ② 合併（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号）
    - ・ 合併の効力が生じた日 令和 年 月 日
    - （吸収合併存続会社等の名称 所在地）
  - ③ 株式交換等（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号）
    - ・ 株式交換等の効力が生じた日 令和 年 月 日
    - （株式交換完全親会社等の名称 所在地）
  - ④ 解散（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号）
    - ・ 解散をした日 令和 年 月 日

- 承継会社の名称 所在地
- ※該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 譲渡等（準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号）
    - ・ 譲渡等があった日 令和 年 月 日
    - （譲渡先の氏名・名称 住所・所在地）
  - ② 合併（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号）
    - ・ 合併が効力を生じた日 令和 年 月 日
    - （吸収合併存続会社等の名称 所在地）
  - ③ 株式交換等（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号）
    - ・ 株式交換等の効力が生じた日 令和 年 月 日
    - （株式交換完全親会社等の名称 所在地）
  - ④ 解散（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号）
    - ・ 解散をした日 令和 年 月 日

2 1の事情の詳細

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数 \_\_\_\_\_人

3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数 \_\_\_\_\_人

4 承継会社の事業の継続が困難な事由の別  
租税特別措置法施行令第40条の8の \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 項第 \_\_\_\_\_ 号に該当

4 承継会社の事業の継続が困難な事由の別  
租税特別措置法施行令第40条の8の \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 項第 \_\_\_\_\_ 号に該当

5 株式等の譲渡等が承継会社株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等

5 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等

	① 取得年月日	② 贈与者（前の贈与者）又は被相続人の氏名	③ 株式数又は金額（株・口・円）	④ ③のうち、譲渡等した株式数又は金額（株・口・円）	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額（株・口・円）
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

	① 取得年月日	② 贈与者（前の贈与者）又は被相続人の氏名	③ 株式数又は金額（株・口・円）	④ ③のうち、譲渡等した株式数又は金額（株・口・円）	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額（株・口・円）
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

※ 承継会社の株式等のうち、特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）以外の株式等については、③欄及び④欄のみ、その株式数及び金額の合計額を記入してください。

※ 承継会社の株式等のうち、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④欄のみ、その株式数及び金額の合計額を記入してください。

（裏面に続きます。）

改 正 後

改 正 前

**6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、承継会社株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した承継会社株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額	株・ロ・円
ロ イのうち譲渡等した承継会社株式等の数又は金額	株・ロ・円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額)	円
イ 対価の額	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における承継会社株式等の時価に相当する金額	円
ニ ハの2分の1に相当する金額 (解散による場合はハの金額)	円
ホ イとニのいずれか大きい金額	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (承継会社株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

**7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等**

準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には1)、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (6①)	円
② 納付する税額 (6③+6④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産の交付がある場合には、イ+ロ)) 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (6③)のうち株式等以外の財産の価額 (6③ロ)に対応する金額 (6③×6③ロ/6③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 剰余金の配当等の額 (6④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (6⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (6③+6④)	円
② 承継会社株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した承継会社株式等以外の承継会社株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (6①-6②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予整理番号
* 年 月 日	

(資12⑩-58-1-A4統一) (令7.6)

(裏面)

**6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していた特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額)	円
イ 対価の額	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額	円
ニ ハの2分の1に相当する金額 (解散による場合はハの金額)	円
ホ イとニのいずれか大きい金額	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

**7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等**

準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には1)、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (6①)	円
② 納付する税額 (6③+6④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産の交付がある場合には、イ+ロ)) 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (6③)のうち株式等以外の財産の価額 (6③ロ)に対応する金額 (6③×6③ロ/6③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 剰余金の配当等の額 (6④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (6⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (6③+6④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (6①-6②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予整理番号
* 年 月 日	

(資12⑩・58・1-A4統一) (令4.6)

## 改 正 後

## 記載方法等

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶子に係る猶子中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（その事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 1 記載方法等

- (1) 「1 この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ点を付けてください。
- なお、この申請に係る①から④までの事由は、それぞれ次のとおりです。
- イ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号」に該当する場合（①の事由）とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）をした場合をいいます。
- ロ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号」に該当する場合（②の事由）とは、承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
- ※ 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- ハ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号」に該当する場合（③の事由）とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
- ※ 株式交換完全子会社等とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社をいいます。
- ニ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号」に該当する場合（④の事由）とは、承継会社が解散をした場合をいいます。
- (2) 「3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額（事由①の場合）、合併対価の額（事由②の場合）又は交換等対価の額（事由③の場合）が、それぞれ承継会社株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合において準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。
- ※1 「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。
- 2 「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。
- 3 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。
- (3) 「4 承継会社の事業の継続が困難な事由の別」欄は、租税特別措置法第40条の8の5第22項第1号から第5号まで又は第40条の8の6第29項第1号から第5号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。

## 改 正 前

## 《 添付書類等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶子に係る猶子中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（その事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 1 記載方法等

- (1) 「1 この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ点を付けてください。
- なお、この申請に係る①から④の事由は、それぞれ次のとおりです。
- イ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号」に該当する場合（①の事由）とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）をした場合をいいます。
- ロ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号」に該当する場合（②の事由）とは、承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
- ※ 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- ハ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号」に該当する場合（③の事由）とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
- ※ 株式交換完全子会社等とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社をいいます。
- ニ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号」に該当する場合（④の事由）とは、承継会社が解散をした場合をいいます。
- (2) 「3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額（事由①の場合）、合併対価の額（事由②の場合）又は交換等対価の額（事由③の場合）が、それぞれ承継株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合において準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。
- ※1 「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。
- 2 「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。
- 3 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。
- (3) 「3 承継会社の事業の継続が困難な事由」欄は、租税特別措置法第40条の8の5第22項第1号から第5号まで又は第40条の8の6第29項第1号から第5号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。

## 改 正 後

- (4) 「5 株式等の譲渡等が承継会社株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、1の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその承継会社株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式等のうち承継会社株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が有していた承継会社の株式等について記載します。
- イ 「① 取得年月日」欄は、承継会社株式等に係る特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日（租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続（遺贈）があった年月日に記載してください。
- ロ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- (5) 「6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。
- イ ③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第70条の6の8又は第70条の6の10の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時に係る価額とみなして、同法第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の6第2項第8号の規定により計算をした金額をいいます。
- ロ ③イ欄の「対価の額」は、1の事由に応じ、承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、1の事由が解散の場合には、零となります。
- ハ ③ハ欄の「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- ニ ④欄の「剰余金の配当等の額」は、1の事由が生じた日以前5年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (6) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項又は第70条の7の6第13項の規定による免除を受ける場合には、「7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の①②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

## 2 添付書類

- (1) 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、1の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- (4) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保提供関係書類

## 改 正 前

- (4) 「5 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、1の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式等のうち特例対象株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が有していた承継会社の株式等について記載します。
- イ 「① 取得年月日」欄は、特例対象株式等については贈与年月日（免除対象贈与に係るものである場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続開始年月日に記載してください。
- ロ 「前の贈与者」とは、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者にその特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- (5) 「6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。
- イ ③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第70条の6の8又は第70条の6の1の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与若しくは相続又は遺贈の時に係る価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。
- ロ ③イ欄の「対価の額」は、1の事由に応じ、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、1の事由が解散の場合には、零となります。
- ハ ③ハ欄の「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- ニ ④欄の「剰余金の配当等の額」は、1の事由が生じた日以前5年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (6) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項又は第70条の7の6第13項の規定による免除を受ける場合には、「7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の①②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

## 2 添付書類

- (1) 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、1の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- (4) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保提供関係書類

改正後

改正前

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

1 判定期間等

- (1) 差額免除の申請事由が生じた日\*1: 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (2) (1)の日が属する事業年度の直前事業年度: 自令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～至令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 (3) 直前事業年度末の翌日以後申請事由が生じた日までの期間\*2: A…6ヶ月以内 ・ B…6ヶ月超

※1 差額免除事由が生じた日は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「1 この申請に係る事由の別」欄の記載に応じ、その事由が生じた日を記載します。  
 2 この期間がA又はBのいずれに該当するかにより、2の(1)から(3)までの各判定における事業年度の範囲が異なります。

2 事業継続困難事由が生じた事情の詳細

次の(1)から(5)までの事由のうち該当する事由にレ印を記入して、その内容を記載してください。なお、該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。

□(1) 経常損益金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第1号・第40条の8の6第29項第1号）

	①直前の事業年度	②2期前の事業年度	③3期前の事業年度	④4期前の事業年度
イ 経常損益金額* <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td>	円	円	円	円
ロ 判定（1③がAの場合はイ①～④・Bの場合はイ①～③のいずれか2以上が0未満）	該当・非該当			

※ 会社計算規則第91条第1項に規定する経常損益金額をいいます。

□(2) 平均総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第2号・第40条の8の6第29項第2号）

	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	④ 4期前の事業年度	⑤ 5期前の事業年度
イ 総収入金額	円	円	円	円	円
ロ 営業外収益*1					
ハ 特別利益*2					
ニ 平均総収入金額 （イ～ロ×ハ） 事業年度の月数					
ホ 前事業年度からの増減額	(ニ①-ニ②)	(ニ②-ニ③)	(ニ③-ニ④)	(ニ④-ニ⑤)	
ヘ 判定（1③がAの場合はホ①～④・Bの場合はホ①～③のいずれか2以上が0未満）	該当・非該当				

※1 会社計算規則第88条第1項第4号に掲げる営業外収益をいいます。

2 会社計算規則第88条第1項第6号に掲げる特別利益をいいます。

□(3) 収入負債割合に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第3号・第40条の8の6第29項第3号）

	① 直前の事業年度末	② 2期前の事業年度末
イ 平均総収入金額に6を乗じた金額	(①×6) 円	(②×6) 円
ロ 負債*の帳簿価額		
ハ イ～ロの金額		
ニ 判定（1③がAの場合はハ①又は②・Bの場合はハ①が0以下）	該当・非該当	

※ 利子（特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項又は同令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者に対して支払うものを除きます。）の支払の基因となるものに限ります。

※欄は記入しないでください。この事由書は、現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書に添付して提出してください。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

□(4) 業種平均株価に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号・第40条の8の6第29項第4号）

イ 各判定期間 <sup>※1</sup> における業種平均株価		（類似業種： _____ 業種目番号： _____） <sup>※2</sup>	
① 期間	判定期間	前判定期間	前々判定期間
	令和 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	令和 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	令和 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月
② 各月における上場株式平均株価 <sup>※3</sup>	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
	_____ 月	円 _____	円 _____
③ 各月の合計（A）	円 _____	円 _____	円 _____
④ 業種平均株価 （各判定期間のA/12）	㉠ _____ 円	㉡ _____ 円	㉢ _____ 円
ロ 判定（㉠<㉡ 又は ㉡<㉢）			該当 ・ 非該当

※欄は記入しないでください。

- ※1 「判定期間」とは直前事業年度の終了の日の1年前の日の属する月から同月以後1年を経過する月までの期間をいい、「前判定期間」とは判定期間の開始前1年間をいい、「前々判定期間」とは前判定期間の開始前1年間をいいます。
- 2 「類似業種」及び「業種目番号」は、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の6③ハ欄の「特例対象株式等の時価に相当する金額」を求める際に用いた「類似業種」及び「業種目番号」によります。
- 3 上場株式平均株価は、「類似業種」及び「業種目番号」に応じ「〇年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」に定める各月の株価を記載します。

□(5) 特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により承継会社の業務に従事することができなくなったこと（申請事由が解散の場合を除きます。）（租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第5号・第40条の8の6第29項第5号）

(事由の詳細)


※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第40条の7の8第27項第2号 第70条の7の5第14項第1号  
第40条の7の10第25項第2号 第70条の7の6第15項第1号

において準用する租税特別措置法

の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第40条の7の8第27項第2号 第70条の7の5第14項第1号  
第40条の7の10第25項第2号 第70条の7の6第15項第1号

において準用する租税特別措置法

の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

- 1 対象会社に関する事項
- ① 対象会社の名称 \_\_\_\_\_所在地 \_\_\_\_\_
- ② 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ③ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時の直前において承継会社(特例(受贈)事業用資産の現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。)の常時使用従業員であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ④ ③の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ③・④の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち対象会社が所有又は賃借をしているものの所在地 \_\_\_\_\_

- 1 対象会社に関する事項
- ① 対象会社の名称 \_\_\_\_\_所在地 \_\_\_\_\_
- ② 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ③ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時の直前において承継会社(特例(受贈)事業用資産の現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。)の常時使用従業員であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ④ ③の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ③・④の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち対象会社が所有又は賃借をしているものの所在地 \_\_\_\_\_

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与税・相続税額の計算(ロ+ハ)	円
イ 対価の額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額)	円
ハ 剰余金の配当等の額	円
④ 納付する贈与税・相続税額(③(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ+ハ))	円
イ 対価の額(③イ)のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(③ロ)のうち、株式等以外の財産の価額(イ)に対応する金額(③ロ×イ/③イ)	円
ハ 剰余金の配当等の額(③ハ)	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(②-③)	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-④-⑤)	円

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与税・相続税額の計算(ロ+ハ)	円
イ 対価の額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額)	円
ハ 剰余金の配当等の額	円
④ 納付する贈与税・相続税額(③(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ+ハ))	円
イ 対価の額(③イ)のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(③ロ)のうち、株式等以外の財産の価額(イ)に対応する金額(③ロ×イ/③イ)	円
ハ 剰余金の配当等の額(③ハ)	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(②-③)	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-④-⑤)	円

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
※ 年 月 日				

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
※ 年 月 日				

**改 正 後**

**記載方法等**

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下同じです。）において、対象会社<sup>※1</sup>がその事業を継続している場合<sup>※2</sup>に該当することにより、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- ※1 「対象会社」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用に係る譲渡等をした特例（受贈）事業用資産である株式等に係る会社、合併に係る吸収合併存続会社又は株式交換等に係る株式交換完全子会社等をいいます。
- ※2 「事業を継続している場合」とは、この申請書の1の④の人数が③の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、③の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。

**1 記載方法**

- (1) 「1 対象会社に関する事項」欄は、次により記載してください。
- イ ③欄の「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、承継会社の株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号に該当する譲渡等をした時、承継会社が同法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は承継会社が同法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。
- ロ ③欄及び④欄の「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。
- ハ ⑤欄の「事務所、店舗、工場その他これらに類するもの」が2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。なお、その所在地が対象会社の所在地と同じ場合には、「①と同じ」と記載してください。
- (2) 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について次により記載します。
- イ ③欄のイの「対価の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額又は株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。
- ロ ③欄のロの「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③欄のイの対価の額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時点における価額とみなして、同法第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の6第2項第8号の規定により計算をした金額をいいます。
- ハ ③欄のハの「剰余金の配当等の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定による免除（差額免除）の適用に当たり免除される贈与税・相続税額の計算の基礎となった剰余金の配当等の額を記載します。
- ニ ④欄の「納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

**2 添付書類**

- (1) 対象会社が譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日における対象会社の従業員数証明書その他の書類で、譲渡等、合併又は株式交換等の直前において承継会社の常時使用従業員であった者のうち当該2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数を証するもの及びその者の一覧表
- (2) 登記事項証明書その他の書類で、対象会社が当該2年を経過する日において1の⑤欄の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

**改 正 前**

(裏)  
《記載要領等》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第25項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下同じです。）において、対象会社<sup>※1</sup>がその事業を継続している場合<sup>※2</sup>に該当することにより、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- ※1 「対象会社」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用に係る譲渡等をした特例（受贈）事業用資産である株式等に係る会社、合併に係る吸収合併存続会社又は株式交換等に係る株式交換完全子会社等をいいます。
- ※2 「事業を継続している場合」とは、表面の1の④の人数が③の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、③の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

**1 記載方法**

- (1) 「1 対象会社に関する事項」欄は、次により記載してください。
- イ ③欄の「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用に係る譲渡等、合併又は株式交換等の時をいいます。
- ロ ③欄及び④欄の「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。
- ハ ⑤欄の「事務所、店舗、工場その他これらに類するもの」が2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。なお、その所在地が対象会社の所在地と同じ場合には、「①と同じ」と記載してください。
- (2) 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について次により記載します。
- イ ③欄のイの「対価の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額又は株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。
- ロ ③欄のロの「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③欄のイの対価の額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与若しくは相続又は遺贈の時点における価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。
- ハ ③欄のハの「剰余金の配当等の額」は、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定による免除（差額免除）の適用に当たり免除される贈与税・相続税額の計算の基礎となった剰余金の配当等の額を記載します。
- ニ ④欄の「納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

**2 添付書類**

- (1) 対象会社が譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日における対象会社の従業員数証明書その他の書類で、譲渡等、合併又は株式交換等の直前において承継会社の常時使用従業員であった者のうち当該2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数を証するもの及びその者の一覧表
- (2) 登記事項証明書その他の書類で、対象会社が当該2年を経過する日において1の⑤欄の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の6の8第1項 贈与税 について、次のとおり  
 第70条の6の10第1項 相続税

第40条の7の8第27項第2号 贈与税 について、次のとおり  
 第40条の7の10第25項第2号 において準用する同法 第70条の7第21項  
 第40条の7の10第25項第2号 において準用する同法 第70条の7の2第22項 の規定の  
 適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の6の8第1項 贈与税 について、次のとおり  
 第70条の6の10第1項 相続税

第40条の7の8第27項第2号 贈与税 について、次のとおり  
 第40条の7の10第25項第2号 において準用する同法 第70条の7第21項  
 第40条の7の10第25項第2号 において準用する同法 第70条の7の2第22項 の規定の  
 適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事情の別

1 この申請に係る事情の別

承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

(※ 承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

(※ 承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと
- ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと
- ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、承継会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと
- ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと
- ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、承継会社の有する資産につき 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 (認可決定日) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情が生じた年月日 (認可決定日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_  
(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_  
(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注2)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与 (注3) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注2)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与 (注3) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる承継会社株式等の認可決定日における価額を計算します。)

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる承継会社株式等の認可決定日における価額を計算します。)

【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】

【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】

a 認可決定日の直前において承継会社の発行済株式又は出資 (議決権があるものに限ります。) の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額	株 (円・円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注4)	円

a 認可決定日の直前において承継会社の発行済株式又は出資 (議決権があるものに限ります。) の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額	株 (円・円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (注4)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話 番号
-------	-------

関与税理士	電話 番号
-------	-------

通信日付印の年月日 (確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日			

通信日付印の年月日 (確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日			

## 改正後

## 添付書類等

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その承継会社の有する資産につき評定が行われたことなどにより、その認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（1の事情の①又は②に該当する場合）
  - (1) 認可決定日における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
  - (2) 認可決定日における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限りす。）
  - (3) 承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - (4) 承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（1の事情の③に該当する場合）
  - (1) ③の事実が生じた日（認可決定日）における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
  - (2) ③の事実が生じた時における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限りす。）
  - (3) 承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
  - (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

- (注) 1 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額（【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】の「認可決定日における価額」欄の価額）を、贈与又は相続により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- 2 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
- なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- 3 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

## 改正前

(裏)  
《添付書類等》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その承継会社の有する資産につき評定が行われたことなどにより、その認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（1の事情の①又は②に該当する場合）
    - (1) 認可決定日における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りす。）
      - イ 認可決定日の前日において、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の代表権を有する者であった旨
      - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
    - (3) 認可決定日における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限りす。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
    - (5) 承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（1の事情の③に該当する場合）
    - (1) ③の事実が生じた日（認可決定日）における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 承継会社に係る登記事項証明書（③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その日の前日において、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りす。）
    - (3) ③の事実が生じた時における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限りす。）
    - (4) 承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りす。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注) 1 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額（【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】の「認可決定日における価額」欄の価額）を、贈与又は相続により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注) 2 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
- なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- (注) 3 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書

災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書

【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 第70条の7第30項  
 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項

の規定の適用を受けたいので、承継会社が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 第70条の7第30項  
 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項

の規定の適用を受けたいので承継会社が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 令和 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 令和 年 月 日

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項  
 名称 本店の所在地

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項  
 名称 本店の所在地

2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様  
 次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様  
 次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産（直前の事業年度がない場合は、現物出資日における特例（受贈）事業用資産に係る事業の総資産）の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 <small>(注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。    2 資産には、準用措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。</small>	円
④ (③÷②×100) 【30%以上であれば適用可】	%

① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 <small>(注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。    2 資産には、準用措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。</small>	円
④ (③÷②×100) 【30%以上であれば適用可】	%

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合は除きます。）

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合は除きます。）

① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 <sup>(注)</sup> において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 <small>(注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。</small>	人
④ (③÷②×100) 【20%以上であれば適用可】	%

① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
③ 災害により減失又は損壊をした事業所 <sup>(注)</sup> において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 <small>(注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。</small>	人
④ (③÷②×100) 【20%以上であれば適用可】	%

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 <sup>(注)</sup> <small>(注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。</small>	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日: 令和 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100) 【70%以下であれば適用可】	%

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 <sup>(注)</sup> <small>(注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。</small>	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日: 令和 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
④ (③÷②×100) 【70%以上であれば適用可】	%

※ 上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

※ 上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日			

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日			

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後

改正前

<裏面>

記載方法等

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項又は第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに使用します。

なお、次に掲げる場合に該当し、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合
- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合は除きます。）
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

(注)1 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日以後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。

2 「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の措置法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

3 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

4 「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。

2 届出期限

- (1) 準用措置法第70条の7第30項の規定の適用を受ける場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- (2) 準用措置法第70条の7の2第31項の規定の適用を受ける場合
  - イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
  - ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に並び、(1)から(3)のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の(1)から(3)に応じ、次の書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し。	□
(2)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し。	□
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限ります。）の写し。	□

1 届出をする必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項又は第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに使用します。

なお、次に掲げる場合に該当し、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合
- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（(1)に該当する場合は除きます。）
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

(注)1 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日以後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。

2 「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

3 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

4 「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。

2 届出期限

災害等の発生した日から10か月を経過する日

3 書き方等

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に並び、(1)から(3)のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)に応じ、次の書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し。	□
(2)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し。	□
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限ります。）の写し。	□

改正後

改正前

第70条の7第30項第4号 準用租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号 の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

第70条の7第30項第4号 準用租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号 の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

【現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予】

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第30項第4号 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、承継会社に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に關係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 令和 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 令和 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

① 名称 本店の所在地

② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由  3号該当  4号該当

③ ②の事由が発生した年月日 令和 年 月 日

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 最初の贈与又は相続開始の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	要件緩和期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	要件緩和期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	円	a 売上判定事業年度の売上金額	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	%	b 売上割合(a ÷ A × 100)	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員 の数	人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員 の数	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%

※ 資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、右表の「売上割合」の区分(「b 売上割合」により判定します。)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無  有  無

※ 「有」に該当した要件緩和期間以後の期間については、上記の規定による要件緩和の適用はありません。

3 添付書類

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 電話番号

※ 通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

※欄には記載しないうべからず、この届出書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

年 月 日

税務署長

〒 住所(居所)

氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第30項第4号 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号 の規定の適用を引き続き受けたいので、承継会社に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に關係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

① 名称 本店の所在地

② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由  3号該当  4号該当

③ ②の事由が発生した年月日 令和 年 月 日

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 最初の贈与又は相続開始の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	円	a 売上判定事業年度の売上金額	円
b 売上割合(a ÷ A × 100)	%	b 売上割合(a ÷ A × 100)	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員 の数	人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員 の数	人
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	%

※ 資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、右表の「売上割合」の区分(「b 売上割合」により判定します。)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無  有  無

※ 「有」に該当した要件緩和期間以後の期間については、上記の規定による要件緩和の適用はありません。

3 添付書類

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し(P)

関与税理士 電話番号

※ 通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

※欄には記載しないうべからず、この届出書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

## 改正後

## 記載方法等

## 1 届出を必要のある方

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用します。

## 2 届出期限

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から3月を経過する日  
※ 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。なお、この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。

## 3 書き方等

- (1) 「1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」  
② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由」及び「③ ②の事由が発生した年月日」は、準用措置法第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。
- (2) 「2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」  
イ A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「(贈与)特定事業年度」といいます。）の売上金額に売上判定事業年度（下記二参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。  
※ 売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。  
ロ B欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時ににおける当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。  
ハ 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。  
(注) 1 「要件緩和期間」とは、（贈与）特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日又は事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日から、これらの日以後最初に到来する特定基準日までの期間については、これらの期間）をいいます。  
2 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り）をいいます。  
3 「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。（の）翌日から起算して1年を経過することをいいます。
- ニ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、特定基準日の直前の特定基準日の翌日から今回の特定基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。  
ホ 「c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。  
なお、「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。  
へ 承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。  
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

## 改正前

## 《記載要領等》

## 1 届出を必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用します。

## 2 届出期限

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から3月を経過する日  
※ 「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。なお、この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。

## 3 書き方等

- (1) 「1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」欄  
② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由」及び「③ ②の事由が発生した年月日」欄は、準用措置法第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。
- (2) 「2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」欄  
イ A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「(贈与)特定事業年度」といいます。）の売上金額に売上判定事業年度（下記二参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。  
※ 売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。  
ロ B欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時ににおける当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。  
ハ 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。  
(注) 1 「要件緩和期間」とは、（贈与）特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日から同日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日までの期間については、当該期間）をいいます。  
2 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限り）をいいます。  
3 「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。（の）翌日から起算して1年を経過することをいいます。
- ニ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。  
ホ 「c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。  
なお、「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。  
へ 承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。  
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

改正後

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国税庁長官 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_ 申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

国税庁長官 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_ 申請者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ -

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)	代表者氏名	_____
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。 なお、下記の申請の代表者が提出する承認申請書の第3表は、次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 第3表 <input type="checkbox"/> 第3表(承認特例用) <input type="checkbox"/> 第3表(文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用)	

寄附年月日	令和 年 月 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)	代表者氏名	_____
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。	

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

寄附財産の明細

種類	細目(地目・構造等)	所在地	数量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

申請の代表者に関する事項

住所	氏名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

番号確認	身元確認	確認書類
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )
_____		

※ 整理簿 提出書類 確認書

番号確認	身元確認	確認書類
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )
_____		

※ 整理簿 提出書類 確認書

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-2-A 4 統一) (令 7.6)

※欄は記入しないでください。

(資 13-1-2-A 4 統一) (令 3.6)

作成後整理  
氏名・住所所在地  
番号・電話番号

作成後整理  
氏名・住所所在地  
番号・電話番号

## 改正後

## 【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

## 《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第1表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

## 《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
  - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
  - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類」欄には、共同提出の代表者が提出する承認申請書第3表の種類に応じて、該当する□にレ印を記入してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
 

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

## 《提出部数》

この申請書は、3部提出してください。

## 改正前

## 【第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等】

## 《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第1表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

## 《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
  - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
  - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
 

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

## 《提出部数》

この申請書は、3部提出してください。

改正後

改正前

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㊦ 実際の収容人員	㊦のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	

(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を取容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も取容している場合には、その理由書を添付します。

第14表 社会福祉事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㊦ 実際の収容人員	㊦のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
		名	名	名	

(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を取容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も取容している場合には、その理由書を添付します。

第14表 医療事業を行う法人

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等 (令和 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科
収容定員	名	名	名	名	名	名	名
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 { . . . } ・告示なし		入院患者用ベッド総数	台	左のうち差額ベッドの数	台	差額ベッド1台当たりの差額料金 最高 円 最低 円
診療時間	平日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	日曜祭日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	時～時	時・休診	時・休診
医療計画への掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 ( )		公示・掲載年月日 { . . . }	基金の有無	有 ・ 無		

(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間 (個人で開業していた期間を含む。))

区分	患者数	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準 (1点単価等)
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%	
労災保険診療						
自由診療等						
合 計	延 名	千円	千円	千円	100	

(資13-1-17-A4統-) (令7.6)

(1) 入院患者の収容人員等 (令和 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科
収容定員	名	名	名	名	名	名	名
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 { . . . } ・告示なし		入院患者用ベッド総数	台	左のうち差額ベッドの数	台	差額ベッド1台当たりの差額料金 最高 円 最低 円
診療時間	平日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	日曜祭日	通常診療 時～時 救急診療 時～時	時～時	時・休診	時・休診
医療計画への掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 ( )		公示・掲載年月日 { . . . }	基金の有無	有 ・ 無		

(2) 診療収入の明細 (寄附をした日の属する年の前年1年間 (個人で開業していた期間を含む。))

診療収入の区分	患者数	基金から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	合計収入金額	構成比	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準 (1点単価等)
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%	
介護保険給付						
自由診療						
診療外収入						
合 計	延 名	千円	千円	千円	100	

(資13-1-17-A4統-) (令元.6)

## 改正後

## 〔第14表の記載要領等〕

## 《使用区分》

この表は、社会福祉事業を行う法人又は医療事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

## 《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 2 『10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人』の「施設の種類」欄は、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
- 3 『10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
  - (1) 「(1) 入院患者の収容人員等」の「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、寄附を受けた法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲んでください。
  - (2) 「(2) 診療収入の明細」の「区分」ごとに、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受ける金額等及び患者の数を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 1 措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を受け入れている場合には、その理由書

## 改正前

## 〔第14表の記載要領等〕

## 《使用区分》

この表は、社会福祉事業を行う法人又は医療事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

## 《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 2 『10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人』の「施設の種類」欄は、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
- 3 『10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
  - (1) 「(1) 入院患者の収容人員等」の「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、寄附を受けた法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲んでください。
  - (2) 「(2) 診療収入の明細」の「診療収入の区分」ごとに、租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる給付、介護保険法の規定に基づく保険給付又は医療若しくは助産につき支払を受ける金額等及び患者の数を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 1 措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合には、その対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等
- 2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない者を受け入れている場合には、その理由書

改正後

改正前

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

国税庁長官 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 千  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)  
職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(1) 租税特別措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (第 3 表の「使用開始(予定)年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項	所在地	
	名称	(電話番号 ____ - ____ - ____)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先(調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合  
[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第 40 条第 5 項第 1 号及び同条第 6 項から第 12 項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から 1 年以内に使用開始できない場合 (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)  
[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内又は譲渡等の日から 1 年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国税庁長官 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 千  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)  
職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(1) 租税特別措置法第 40 条第 3 項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (第 3 表の「使用開始(予定)年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項	所在地	
	名称	(電話番号 ____ - ____ - ____)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先(調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合  
[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第 40 条第 5 項第 1 号及び同条第 6 項から第 10 項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から 1 年以内に使用開始できない場合 (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)  
[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内又は譲渡等の日から 1 年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※ 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要ありません。)

整理欄	通付材料	税務署整理	通付材料	通付材料	不明
	・				

(資 13-28-A 4 統一) (令 7.6)

※ 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要ありません。)

整理欄	通付材料	税務署整理	通付材料	通付材料	不明
	・				

(資 13-28-A 4 統一) (令 3.6)

## 改正後

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

## 《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

## 《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
  - (1) 建築請負契約書の写し
  - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
  - (3) 建築工事のスケジュール表
  - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
  - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
  - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

## 改正前

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

## 《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

## 《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
  - (1) 建築請負契約書の写し
  - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
  - (3) 建築工事のスケジュール表
  - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
  - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
  - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等



## 改正後

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（一定のものを除きます。以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第67条第2項に規定する公益目的取得財産残額の見込額}}^*$$

2 公益認定法施行規則第68条第1項<sup>※</sup>の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第68条第3項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額}}^*$$

※ 公益認定法施行規則第42条第1項及び第2項又は公益認定法第19条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなった措置法第2条第2項第19号に規定する事業年度に係る公益認定法第22条第1項に規定する財産目録等を同項の規定により公益認定法第3条に規定する行政庁に提出した日以前に特定処分を受けた場合における※1～※3は、それぞれ次のとおりとなります。

※1	旧公益認定法施行規則第49条第1号の金額及び同条第2号の金額との合計額
※2	旧公益認定法施行規則第50条第1項
※3	旧公益認定法施行規則第50条第3項第1号の金額及び同項第2号の金額との合計額

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

## 改正前

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}^*$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}^*$$

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国税庁長官  
届出者 干  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 119 条第 2 項第 1 号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 干 _____ (電話番号) - - )	
	フリガナ 氏 名	_____	

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

受贈公益法人等 【贈与予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日】

主たる事務所の所在地		代表者氏名
フリガナ 名 称	_____	_____
法人番号	_____	(電話番号) ( - - )

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国税庁長官  
届出者 干  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 119 条第 2 項第 1 号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第 9 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 干 _____ (電話番号) - - )	
	フリガナ 氏 名	_____	

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

受贈公益法人等 【贈与予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日】

主たる事務所の所在地		代表者氏名
フリガナ 名 称	_____	_____
法人番号	_____	(電話番号) ( - - )

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※ 税務署で申請 (この欄の項目は記載する必要があるものではありません。)

項目	1 公費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明	備考

※ 税務署で申請 (この欄の項目は記載する必要があるものではありません。)

項目	1 公費	2 他費 (自給)	3 他費 (他給)	4 不明	備考

## 改正後

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限りです。）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与をする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

## 改正前

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限りです。）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与をする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

送達受付印 国税庁長官 届出者(引継法人) 所在地 干 \_\_\_\_\_ フロワー 名称 \_\_\_\_\_ 法人番号 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ (連絡先) 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等(当初法人)から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 干 _____ (寄附時の住所)	住所 干 _____ (寄附時の住所)	
	電話番号 _____ (電話番号 - -)	電話番号 _____ (電話番号 - -)	
承認を受けた財産の明細			
種類	細目	所在地	数量
当初法人(特定贈与等を受けた公益法人等)			
主たる事務所の所在地			
フリガナ	氏名	代表者氏名	
法人番号		(電話番号) ( - - )	
当初法人が特定処分を受けた年月日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細			
平・令 年 月 日			
届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】			
種類	細目	所在地	数量
租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)			
円			
届出者が引継財産で取得した財産の明細			
種類	細目	所在地	数量
贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日			
その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)			
使用開始予定年月日 令和 年 月 日			

送達受付印 国税庁長官 届出者(引継法人) 所在地 干 \_\_\_\_\_ フロワー 名称 \_\_\_\_\_ 法人番号 \_\_\_\_\_ 代表者氏名 \_\_\_\_\_ (連絡先) 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等(当初法人)から贈与を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 干 _____ (寄附時の住所)	住所 干 _____ (寄附時の住所)	
	電話番号 _____ (電話番号 - -)	電話番号 _____ (電話番号 - -)	
承認を受けた財産の明細			
種類	細目	所在地	数量
当初法人(特定贈与等を受けた公益法人等)			
主たる事務所の所在地			
フリガナ	氏名	代表者氏名	
法人番号		(電話番号) ( - - )	
当初法人が特定処分を受けた年月日 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細			
平・令 年 月 日			
届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】			
種類	細目	所在地	数量
租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)			
円			
届出者が引継財産で取得した財産の明細			
種類	細目	所在地	数量
贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日			
その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)			
使用開始予定年月日 令和 年 月 日			

※ 税務整理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

簿記	1 自筆	記	簿一誌	11)	25)	簿
目録	2 印刷(自記)	知				簿
付録	3 粘着(粘貼)	用				簿
別紙	4 不明	目				簿

(資13-44-A4統一)(令7.6)

※ 税務整理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

簿記	1 自筆	記	簿一誌	11)	25)	簿
目録	2 印刷(自記)	知				簿
付録	3 粘着(粘貼)	用				簿
別紙	4 不明	目				簿

(資13-44-A4統一)(令3.3)

作成(事業税理士) 署名(電通番号)

作成(事業税理士) 署名(電通番号)

## 改正後

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。）で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（一定のものを除きます。以下「特定処分」といいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が同条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の主たる事務所の所在地等について記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価値}}{\text{公益認定法施行規則第67条第2項に規定する公益目的取得財産残額の見込額}} \times$$

2 公益認定法施行規則第68条第1項<sup>※1</sup>の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価値}}{\text{公益認定法施行規則第68条第3項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額}} \times$$

※ 公益認定法施行規則第42条第1項及び第2項又は公益認定法第19条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなった措置法第2条第2項第19号に規定する事業年度に係る公益認定法第22条第1項に規定する財産目録等を同項の規定により公益認定法第3条に規定する行政庁に提出した日前に特定処分を受けた場合における※1～※3は、それぞれ次のとおりとなります。

※1	旧公益認定法施行規則第49条第1号の金額及び同条第2号の金額との合計額
※2	旧公益認定法施行規則第50条第1項
※3	旧公益認定法施行規則第50条第3項第1号の金額及び同項第2号の金額との合計額

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 （注） 既存の書類等がこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など当初法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

## 改正前

## 【記載要領等】

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。）で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が同条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

## 《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××丁目2番3号」というように記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価値}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}} \times$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）  

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価値}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}} \times$$

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 （注） 既存の書類等がこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など当初法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等  
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等  
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国税庁長官  
届出者 平  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「基本金に組み入れる方法」といいます。)により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号) ____ - ____ - ____	
	フリガナ 氏名		

**公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細**

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

**基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細**

種類	細目	所在地	数量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

その他参考事項

※ 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要があるものではありません。)

届出日	1 自署	受付	第一局	局一審	(1)	(2)	備考
届出日	2 他署(自局)	受付					
届出日	3 他署(他局)	受付					
届出日	4 不明	受付					

(資 13-48-A 4 統一) (令 7.6)

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国税庁長官  
届出者 平  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「基本金に組み入れる方法」といいます。)により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号) ____ - ____ - ____	
	フリガナ 氏名		

**公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細**

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

**基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細**

種類	細目	所在地	数量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
				平・令 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

その他参考事項

※ 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要があるものではありません。)

届出日	1 自署	受付	第一局	局一審	(1)	(2)	備考
届出日	2 他署(自局)	受付					
届出日	3 他署(他局)	受付					
届出日	4 不明	受付					

(資 13-48-A 4 統一) (令 3.3)

作成税務所長  
署名(電磁的署名)

作成税務所長  
署名(電磁的署名)

## 改正後

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供したため」、「配当金が生じないこととなったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

## 改正前

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改正後

改正前

公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書



税務署受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

国 税 庁 長 官

届出者 〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
-------------	-------------	-------	-------------

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者	住 所	〒 _____ (電話番号 _____)
	電話番号	
	フリガナ	
	氏 名	

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	

その他参考事項

(新規)

作成後税務署所長印  
署名(一電)電話番号

税務署受付印 (この欄の項目は記載する必要はありません。)									
通信	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(資 13-50-A 4 統一) (令 7.3)

## 改正後

## 改正前

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（以下「寄附財産」といいます。）を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下同じです。）が、財産等（その寄附財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）をいい、租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理されているものを除きます。以下同じです。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、同法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した者の現在又は寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供したため」、「配当金が生じないこととなったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 5 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料  
 ※財産等を譲渡した場合の例：財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録の写し、財産等の登記事項証明書、売買契約書の写し、譲渡代金が入金された通帳の写しなど

(新規)